

## 国土利用計画法に関する手続きについて

### ○概要

大規模な土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

一定面積以上の土地売買等の契約を締結した場合、土地を取得した方（買主）は契約を締結した日から2週間以内に（契約を締結した日を含む）、土地の所在地、面積、利用目的や取引価格などを記入した届出書に、土地売買契約書の写しなどの必要な書類を添付して、土地の所在する市町村役場に届け出てください。

### 1 届出の必要な土地取引

#### (1) 取引の形態

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡（これらの取引の予約である場合も含まれます。）

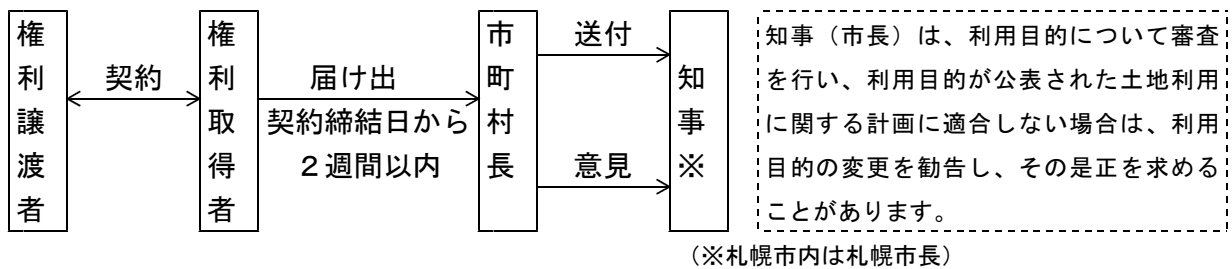
#### (2) 取引の規模

市街化区域	2,000㎡以上
市街化区域を除く都市計画区域	5,000㎡以上
都市計画区域以外の区域	10,000㎡以上

#### (3) 一団の土地取引

個々の面積は小さくても、権利取得者（売買の場合であれば買主）が権利を取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には届け出が必要です。

### 2 手続きの流れ



### 3 問合せ先（届出先）

市 町 村（資料3参照）
総合振興局・振興局 地域政策部地域政策課（資料1参照）
北海道総合政策部計画推進局 土地水調整グループ（電話 011-231-4111 内線 23-740）